

盛土規制法みなし許可の手続きフロー

:盛土規制法みなし許可関連

- (1) 事前相談
- (2) 開発行為事前協議（東海村開発行為等に関する指導要綱第 8 条） ※開発区域の面積が 1,000 m²以上の場合
 開発行為等事前協議申請書の提出
- (3) 公共施設管理者の同意等（都市計画法第 32 条）
 開発行為に係る公共施設管理者との協議
 公共施設管理者からの許可書・同意書等の取得
- (4) 開発行為許可申請（都市計画法第 29 条第 1 項）
 開発行為許可申請書の提出
 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書及び関係書類の提出
- (5) 開発行為許可書の交付，または開発行為不許可通知書の交付
- (6) 開発工事の着手届出（東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則第 11 条）
※開発区域の面積が 1,000 m²以上の場合
 工事着手届出書
 工程表
- (7) 標識の掲示
 以下の 2 種類を掲示
① 開発行為許可済票（東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則第 11 条）
② 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識（盛土規制法第 49 条）
- (8) 開発工事の着手
- (9) 建築制限等解除（都市計画法第 37 条） ※開発工事と建築工事を同時に行う場合
 建築制限等解除申請書の提出
- (10) 建築工事の着手
- (11) 中間検査（盛土規制法第 18 条）
 以下の規模の盛土等及び特定工程を含む場合に該当
① 盛土をした土地の部分に高さが 2 m を超える崖を生ずることとなるもの
② 当該切土をした土地の部分に高さが 5 m を超える崖を生ずることとなるもの
③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5 m を超える崖を生ずることとなるもの
④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが 5 m を超えるもの
⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が 3,000 m²を超えるもの
 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書の提出（特定工程の工事が完了してから 4 日以内）
- (12) 中間検査合格証の交付
- (13) 定期報告（盛土規制法第 19 条）
 中間検査と同規模の盛土等を含む場合に該当（特定工程がない場合でも該当）
 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書の提出（工事の着手後 3 ヶ月ごと（その末日から 7 日以内））
- (14) 工事完了検査（都市計画法第 36 条第 1 項，第 2 項）
 工事完了届出書の提出
- (15) 検査済証の交付（都市計画法第 36 条第 2 項）
- (16) 工事完了公告（都市計画法第 36 条第 3 項） ※工事完了公告日の翌日に公共施設及び公共施設用地の帰属